
プロジェクト **リスク軽減会計**項目 **第 256 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 256 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 25 日開催）において、IASB 公開草案「リスク軽減会計 ― IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「本公開草案」という。）に対するコメント・レターにおける対応方針案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見**（質問 1：リスク軽減会計の目的及び範囲）**単一のモデルで二重の目的を達成することの限界に関連する事項

2. 資料(4)-1 第 10 項の「リスク軽減会計と既存の IFRS 第 9 号の一般的なヘッジ会計の要求事項を組み合わせることが必要となる状況があることを積極的に認めるべき」という事務局提案の意図を確認したい。

（質問 2：基礎ポートフォリオ）コア要求払預金に関連する事項

3. 資料(4)-1 第 32 項の要求払預金に関する IFRS 第 13 号「公正価値測定」の定めの見直しについて、本公開草案は直接的に要求払預金の公正価値測定を求めているが、どのような論点や懸念があると事務局において考えているかを確認したい。

（質問 3：正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定）リスク軽減会計の適用にあたり考慮するリスク・エクスポージャーの範囲に関連する事項

4. 資料(4)-1 第 42 項のとおり、金利改定期間帯ごとに変動金利エクスポージャーと固定金利エクスポージャーの両方を常に計測する必要はないとの認識について同意する。ただし、変動金利エクスポージャーと固定金利エクスポージャーを分けることで実務が煩雑になる場合があると考えられるものの、リスク軽減会計が二重の目的を達成することを前提としていることを踏まえると、資料(4)-1 第 43 項の「基礎ポートフォリオに固定金

利の金融商品と変動金利の金融商品が含まれていたとしても、企業のリスク軽減目的が基礎ポートフォリオの公正価値の変動性の低減のみである場合には、固定金利エクスポージャーのみを考慮することになる」の表現を和らげることがよいと考える。

(質問4：指定デリバティブ)

5. 本公開草案では、報告企業の外部の者との金利デリバティブのみが指定デリバティブに含めることに適格であるとされているが、「外部の者との取引」と「内部取引」との関係についてはコメントしないという理解でよいかを確認したい。
6. 指定デリバティブについて、本公開草案では報告企業の外部の者とのデリバティブのみが適格であるとされているものの、実務上は様々なリスク管理手法があり得ると考える。本公開草案において、「リスク軽減会計の目的は、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合に、財務諸表に企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することである」とされており、実務においてばらつきが生じることが懸念されるため、指定デリバティブの外部化の方法について確認することがよいと考える。

(質問5：リスク軽減目的及びベンチマーク・デリバティブ)**ベンチマーク・デリバティブの構築及び測定に関連する事項**

7. 本公開草案の「リスク軽減目的は、どの金利改定期間帯でも正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えてはならない」という提案について、純額ベースでの管理という考え方が強い印象を受ける。金融機関のリスク管理実務を踏まえ、リスク軽減目的や基礎ポートフォリオについて、一定程度柔軟な運用を認める方向でのコメントを検討いただきたい。

(質問6：リスク軽減調整額の認識及び測定)**低価テストの評価単位（粒度）に関する事項**

8. リスク軽減調整額の低価テストの評価単位については、軽減対象期間全体で評価することが想定されていると考えられるため、この点をコメント・レターに含めることがよいと考える。

指定デリバティブの一部分について認識の中止等が生じた場合の取扱いに関する事項

9. 指定デリバティブの入替え（指定解除）が生じた場合にも、指定デリバティブの認識の中止が生じた場合と同様に取り扱われると考えられるため、この点もコメント・レターに含めることがよいと考える。

(質問 10 : 開示要求)**全般的な事項**

10. 金融機関にとってセンシティブな情報の開示が必要になること及びリスク管理の観点からすでに開示している情報との重複を避ける観点から、開示事項の軽減についてコメント・レターに含めることを検討いただきたい。

リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対する開示要求に関する事項

11. 財務諸表作成者の観点から、任意適用であるリスク軽減会計を適用しない場合に開示を要求することは過度な対応であると考ええる。
12. 我が国の保険会社におけるリスク・エクスポージャー（リスク管理）がリスク軽減会計の適用範囲に含まれるか明確ではない状況において、リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対する開示が必要かどうかの検討が要求されることを懸念している。

(質問 11 : 保険契約を発行する企業に関する質問（リスク管理戦略）)**リスク軽減会計の適用範囲**

13. 保険会社では、デリバティブを積極的に活用するよりも現物資産を用いたマッチング運用を中心に据えたリスク管理を行っている。本公開草案では、基礎ポートフォリオに変動金利の金融商品が含まれることを前提としていると解釈できるため、今後の議論により保険負債が基礎ポートフォリオに含めることに適格となる場合には、我が国の生命保険会社における固定金利金融資産と固定金利金融負債の純額ベースでのリスク管理が、リスク軽減会計の適用範囲に含まれるかどうかを明確化する必要があると考える。

リスク軽減会計で用いられる用語

14. 本公開草案の用語について、本公開草案は主として欧州の金融機関を想定した内容となっており、保険会社のリスク管理活動に合致するかの判断が困難であるため、各用語の明確化及び具体化が必要であると考ええる。

IFRS 第 17 号「保険契約」に関連する事項

15. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を多く保有し、保険契約資産及び負債についても貨幣の時間価値の変動をその他の包括利益で認識することを選択する保険会社が存在する。このような状況において、本公開草案をそのまま適用した場合には、会計上のミスマッチが生じることが懸念される。

以 上